

令和 8 年度の整備予定は約 1.1 ヘクタール

皆様の御協力により、令和 7 年度に工事概成(宅地の引き渡しが完了し、道路が通行できる状態)し、地区面積に対する整備率は 99.7 パーセントとなりました。今後は道路の舗装工事や公園の造成等を進めてまいります。

令和 9 年度に換地処分（事業完了）を予定しております。
引き続き、事業への御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

1 太田地区の事業概要

事業の名称	盛岡広域都市計画事業 太田地区土地区画整理事業
施行者の名称	盛岡市
施行地区の面積	77.2 ヘクタール
施行期間	平成 5 年度 ～ <u>令和 9 年度</u> （＋清算期間 5 年）
全体事業費	約 334 億円



2 担当課の変更のお知らせ

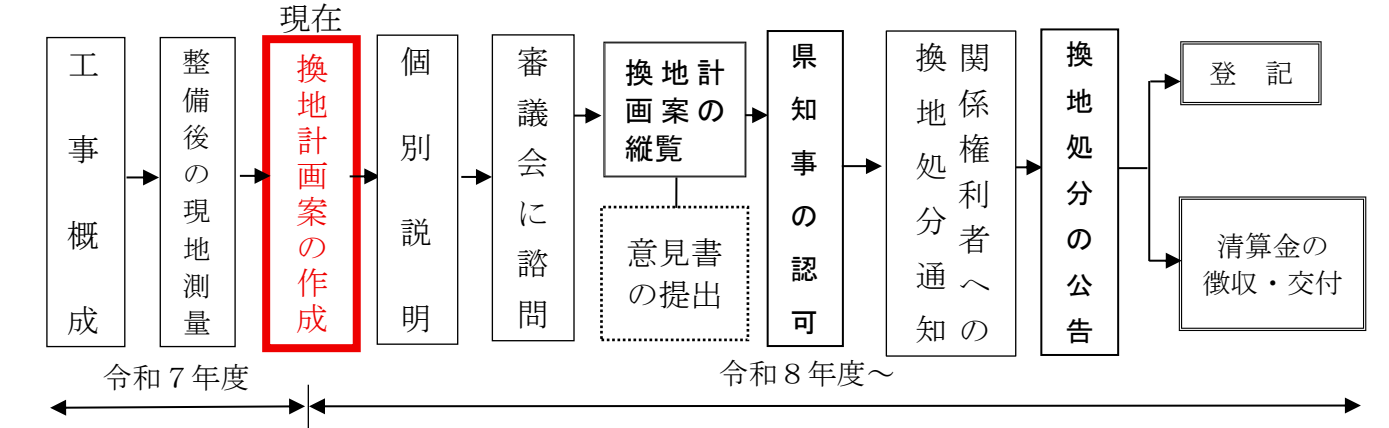
このたび、組織見直しにより、これまで太田地区を担当していた市街地整備課は 都市再生課 となりました。

今後、太田地区土地区画整理事業に関する業務は、都市再生課が担当いたします。
お問い合わせ先は、下記の表を御覧ください。

市街地整備課	都市再生課	業務の内容	直通電話
業務補償係	業務係	保留地販売、建築行為等の制限等	019-639-9056
換地係	市街地整備係	換地計画、清算金等	019-601-9396
整備係	公民連携まちづくり係	工事等	019-639-9061

3 今後の予定について

区画整理区域内の換地処分までのスケジュールは、下記のとおりです。現在は、換地処分に向けて換地計画案の作成を行っています。



4 保留地について

今年度の保留地販売は夏頃から抽選販売を行う予定です。販売開始時期や最新の販売状況などの詳細は、ホームページ（【広報 ID】1008685）もしくは広報でお知らせします。
【HP】https://www.city.morioka.iwate.jp/jigyousha/shiyuchi_baikyaku/oota/index.html

◆保留地販売状況について
令和 7 年度に販売していた一般保留地については、7 区画中 4 区画に申込みがあり、約 5,000 万円の売上げとなりました。処分代金は全額事業費に充てられます。

◆保留地取得後の権利等の変動について
保留地を取得した後に、次のような権利等の変動がある場合は、届出が必要となります。
① 特別な事情により、第三者に保留地を譲渡しようとする場合
② 住所や氏名を変更した場合（法人の場合：事業所の所在地、法人名又は代表者氏名を変更した場合）
③ 保留地取得者が死亡し、相続する場合（法人の場合：合併又は解散した場合）
※申込・届け出方法など不明な点については、都市再生課 業務係 へお問い合わせください。

5 清算金について

「清算金」とは、土地区画整理事業前後の土地をそれぞれ評価し、生じた権利の過不足を金銭によって是正するものです。
清算金は不均衡の是正のためのものであり、支払う方と受け取る方がいます。徴収金額及び交付金額の合計は、地区全体でつり合いが取れ、差し引きゼロとなります。

■徴収の主な原因

過小宅地で減歩していない場合
や一定規模未満の面積の土地で
減歩の緩和を受けている場合は
「徴収」となります。

■交付の主な原因

所有者の同意により仮換地を定め
ない場合や私道等により仮換
地を定めていない場合は「交付」
となります。

※減歩とは、土地区画整理事業前の地区内には道路などの公共用地が不足しているため、道路などの公共施設を整備する為に必要な土地を、地権者の皆さんからその権利に応じて土地を提供していただくことです。

令和 8 年度に個別説明を行う予定ですが、清算金の目安となる減歩緩和面積の確認をご希望の場合は、都市再生課 市街地整備係 までお問合せください。なお、清算金に関するお問合せは、個人情報にかかわるため、権利者本人以外の場合は、委任状が必要です。

6 その他

「未来・街・おおた」に関する御意見・御質問について

◆本号（No. 105）令和 8 年 8 月発行について、御意見・御質問等がございましたら、都市再生課 各担当係 まで御連絡ください。
いただいた御意見・御質問のうち、地域の皆様に関する内容については、次号（No. 106）にてお知らせいたします。